# たばこ特別税に関する省令 （平成十年大蔵省令第百二十二号）

たばこ特別税に係る次の表の第一欄に掲げる財務省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

# 附　則

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一五年三月二四日財務省令第一三号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一五年七月一日財務省令第六九号）

この省令は、平成十五年七月七日から施行する。

# 附　則（平成一六年一月一六日財務省令第一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年一月十九日から施行する。

# 附　則（平成一六年七月二日財務省令第五〇号）

この省令は、平成十六年七月二日から施行する。

# 附　則（平成二二年一月二六日財務省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年二月二十一日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月三〇日財務省令第三七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年六月三〇日財務省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年一二月二日財務省令第九〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月三一日財務省令第三五号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第四条（「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める部分を除く。）及び第五条の規定

# 附　則（平成二七年三月三一日財務省令第三九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。